

## ヤクルトグループ腐敗防止方針

ヤクルトグループは「、私たちは、生命科学の追究を基盤として、世界の人々の健康で楽しい生活づくりに貢献します」という企業理念のもと事業を展開しています。この企業理念をグループ全体で恒久的に実現していくためには、健全な組織運営や公正な事業慣行の推進が極めて重要です。

そのため、ヤクルトグループは、事業活動を行う国および地域の腐敗防止に関する法令、ガイドライン、指針等（以下関係法令等という）の遵守を前提として、グループにおけるコンプライアンスの規範である「ヤクルト倫理綱領・行動規準」に基づき定める本方針およびこれに関連する内部規程を遵守します。

### 1. 目的

本方針は、ヤクルトグループの全従事者が業務上遵守すべき事項を定めることにより、グループ全体において腐敗行為を防止することを目的とします。

### 2. 腐敗行為の禁止

ヤクルトグループの従事者<sup>※1</sup>は、国内・海外、直接・間接を問わず、営業<sup>※2</sup>上の不正の利益を得る目的で、いかなる相手に対しても関係法令等で禁じられている腐敗行為<sup>※3</sup>（贈収賄<sup>※4</sup>、詐欺、横領、強要、談合等の行為を指します）を行いません。

また、関係法令等に抵触しない範囲であっても、社会通念を逸脱するような贈答・接待等を行いません。

### 3. 記録の作成および保管

ヤクルトグループ各社は、自社の取引に関して、事実に基づきそのすべてについて会計帳簿に正確に記録し、これらを適切に保管します。

### 4. 体制の確立

ヤクルトグループ各社は、従事者に対し、研修の実施、啓発資材の配付、アンケートの実施などの活動を通じて本方針の周知徹底を行うなど、腐敗行為防止のために必要な推進体制を確立します。

ヤクルトグループの従事者は、本方針に反する事象、またはそのおそれがある事象を認知した場合には、グループ各社におけるコンプライアンス担当窓口<sup>※5</sup>に速やかに報告・相談等するものとします。

内部通報制度がある会社においては、その従事者は当該内部通報制度を利用して、本方針に反する事象について通報することができます。

ヤクルトグループ各社は、本方針に反する事象またはそのおそれがある事象に関する報告等を行った者に対し、その報告等行為をしたことを理由として不利益な取り扱いをしません。

内部通報制度の運用にあたっては、匿名による通報が可能であり、社内と社外に通報窓口を設けるとともに、通報情報の秘匿と通報者への不利益な取り扱いの禁止を定めることで、通報者の保護を図っています。

## 5. 違反行為への対応

ヤクルトグループ各社は、その従事者が本方針に反する行為を行った場合には、当該行為者について、就業規則等にしがたって厳正な処分を行います。

策定：2021年3月30日

- ※1. **ヤクルトグループの従事者**：当方針における従事者とは、ヤクルトグループのすべての役員および従業員等（正社員、契約社員、嘱託社員、臨時社員、パートタイマー等を含む）の雇用されている者を意味します。
- ※2. **営業・営業上の不正の利益**：当方針における営業とは、販売・販促行為にとどまらず、広く会社の事業活動一般を意味します。営業上の不正の利益を得る目的とは、通常の業務遂行によって実現できないような下記内容などを求めることを意味します。
  - ・他社よりも有利な取り計らいなどの優遇措置
  - ・自社への発注
  - ・入札、応札の条件や補助金の配分など、通常知り得ない行政情報の提供
  - ・他社への発注の見送り・停止、その他、他社の業務の妨害、他社を貶める行為
- ※3. **腐敗行為**：腐敗行為とは、贈収賄、詐欺、横領、強要、談合、インサイダー取引、マネーロンダリング、職権濫用、司法妨害などを含み、受託した権力を個人の利益のために用いる行為と定義します。
- ※4. **贈収賄**：贈収賄については、企業が事業を行う中で、不正、違法、または背任にあたるような行為を引き出す誘因として、いずれかの人物から贈与、融資、謝礼、報酬その他の利益を供与または受領することと定義します。